

【算定方法の例①】

要介護 2 の夫と要介護 1 の妻 二人世帯

火曜日の午前 9 時から 10 時まで二人分の生活援助を利用する場合のプラン

		月	火	水	木	金	土	日
第 1 週目	9:00~10:00		夫					
第 2 週目	9:00~10:00		妻					
第 3 週目	9:00~10:00		夫					
第 4 週目	9:00~10:00		妻					
第 5 週目	9:00~10:00		夫					

夫が 3 回、妻が 2 回となるため、翌月は第一週目を妻で位置づける等調整してください。

【算定方法の例①-2】

要介護 2 の夫と要介護 1 の妻 二人世帯

火曜日の午前 9 時から 10 時まで二人分の生活援助を利用する予定であったが、夫が入院等で第 1 週目及び第 3 週目が不在となった場合の請求

		月	火	水	木	金	土	日
第 1 週目	9:00~9:30		妻 (一人分)					
第 2 週目	9:00~10:00		妻 (二人分)					
第 3 週目	9:00~9:30		妻 (一人分)					
第 4 週目	9:00~10:00		妻 (二人分)					
第 5 週目	9:00~10:00		夫 (二人分)					

夫が利用予定日に不在となった場合、曜日変更が可能か調整を行ってください。ただし入院などで調整が難しい場合は、妻一人分の生活援助を算定します。夫婦二人分の生活援助を行った分については、月の中で按分し算定してください。多少の偏りがあっても構いませんが、翌月以降で調整してください。

【算定方法の例②】

要介護 2 の夫と要支援 2 の妻 二人世帯

火曜日と木曜の午前 9 時から 10 時まで二人分の生活援助を利用する場合のプラン

		月	火	水	木	金	土	日
第 1 週目	9:00~10:00		夫		妻			
第 2 週目	9:00~10:00		夫		妻			
第 3 週目	9:00~10:00		夫		妻			
第 4 週目	9:00~10:00		夫		妻			
第 5 週目	9:00~10:00		夫		妻			

要支援 2 の妻の算定については、訪問型サービス費 A (Ⅱ) 1 回あたりの単位数×5 回で算定してください。なお、他の訪問型サービスを利用されている場合、月の合計単位数は包括単位数を超えないこと。

【算定方法の例②-2】

要介護 2 の夫と要支援 2 の妻 二人世帯

火曜日と木曜の午前 9 時から 10 時まで二人分の生活援助を利用する予定であったが、要介護の夫が第 1 週目及び 2 週目が入院で不在となった場合の請求

		月	火	水	木	金	土	日
第 1 週目	9:00~9:30		妻		妻			
第 2 週目	9:00~9:30		妻		妻			
第 3 週目	9:00~10:00		夫		妻			
第 4 週目	9:00~10:00		夫		妻			
第 5 週目	9:00~10:00		夫		妻			

要支援 2 の妻の算定については、訪問型サービス費 A (Ⅱ) 1 回あたりの単位数×7 回で算定してください。なお、他の訪問型サービスを利用されている場合、月の合計単位数は包括単位数を超えないこと。